

「御堂筋イルミネーション 2026 業務」

企画提案募集要項

令和8年4月

大阪・光の饗宴実行委員会

「御堂筋イルミネーション 2026 業務」企画提案募集要項

目次

目次	1
1 はじめに	2
2 御堂筋イルミネーション 2026 事業概要	2
3 業務概要	2
(1) 業務名称	2
(2) 業務内容	2
(3) 契約期間	2
(4) 発注者	3
(5) 提案上限額	3
4 企画提案概要	3
(1) デザイン・演出・プログラム等の提案	3
(2) 実現可能性の提案	3
5 応募資格及び実績	5
6 業務実施上の条件	6
7 スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）	6
8 説明会	7
9 質問の取り扱いについて	7
10 企画提案書の提出	7
11 最優秀提案者の決定	10
(1) 最優秀提案者の決定方法	10
(2) 審査方法	10
(3) 審査結果の通知	11
(4) 結果公表	11
(5) 提案内容の変更	11
12 審査基準	11
13 不適格	12
14 応募者がいない場合の取扱い	13
15 契約交渉者	13
16 契約の締結	13
17 その他	14

「御堂筋イルミネーション 2026 業務」 企画提案募集要項

1. はじめに

本要項は、「御堂筋イルミネーション 2026 業務」にかかる企画提案の募集や最優秀提案者の選定等に関して定めるものです。

「御堂筋イルミネーション」については、「大阪・光の饗宴」のコアプログラムとして高い創造性・芸術性・実現性を重視するため、公募型プロポーザルデザインビルド方式(※)により実施します。

(※) デザイン・監修、設計、設置・撤去について、一括して発注する方式

2. 御堂筋イルミネーション 2026 事業概要

御堂筋イルミネーションは、平成 21 年度に本格実施した、大阪のメインストリートである御堂筋を舞台とした都市景観演出で、大阪・光の饗宴実行委員会（以下、「実行委員会」という）が主催しています。

平成 26 年度には、淀屋橋から難波西口までの約 3km の区間をイルミネーションで装飾し、「最も多く街路樹にイルミネーションを施した通り」として、世界記録に認定（平成 27 年 1 月 9 日）されました。

その後、北は梅田から南は難波に至る約 4km にわたるイチョウ並木を、統一感のある光のデザインで装飾し、大阪の冬の風物詩として定着しています。

御堂筋が持つ「大阪のシンボルストリートにふさわしい、上質で風格のある都市空間」という特性を活かし、世界水準の都市魅力を創造・発信することで、国内外からの幅広い層の集客を図り、観光振興につなげるとともに、大阪の都市ブランド向上を目的としています。

(1) 履行場所 御堂筋（大阪市北区阪神前交差点～大阪府中央区難波西口交差点）

(2) 御堂筋イルミネーション 2026 点灯期間

令和 8 年 11 月 3 日（火曜日）から令和 8 年 12 月 31 日（木曜日）59 日間（予定）

点灯時間：17 時頃から 25 時

※点灯期間は変更する可能性がある。

3. 業務概要

(1) 業務名称 御堂筋イルミネーション 2026 業務

(2) 業務内容 ・御堂筋イルミネーション 2026 を実施するためのデザイン等の提案（以下、「提案内容」という）

・提案内容に基づく基本設計、実証実験及び詳細設計

・点灯期間中の品質管理（保安警備を除く）

・LEDストリングスの購入

・詳細設計に基づく設置撤去工事

(3) 契約期間 令和 8 年 6 月下旬～令和 9 年 2 月 27 日（約 240 日）

（先に設置撤去工事を除く業務についての契約を行い、設置撤去工事の契

約は、詳細設計等が完了した令和8年9月上旬頃に契約する)

- (4) 発注者 大阪・光の饗宴実行委員会
- (5) 提案上限額 金246,220,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)
支払時期や方法等の支払条件は特記仕様書による。

4. 企画提案概要

提案にあたっては、御堂筋イルミネーションのテーマ、および事業者が設定したデザインテーマに基づいて、次の条件を満たす内容とするとともに、本募集要項、特記仕様書、提出書類様式集を十分に理解のうえ、必要書類を提出すること。

【御堂筋イルミネーションのテーマ】

輝く未来へつなぐ光のシンボリストリート

(1) デザイン・演出・プログラム等の提案

① インパクト・独自性

- ・演出全般について、御堂筋イルミネーションのテーマ等(※)に沿った提案とすること。
- ・提案内容は、下記の②樹木イルミネーション、③魅力的な光のスポット、④周辺景観とのバランスについて、一貫したメッセージ性及びストーリー性を有し、芸術性が高く、インパクト・独自性のあるものとする。
- ・来場者に新たな発見とワクワクをもたらすコンセプトの企画を提案すること。

※参考とする主な計画等

水と光のまちづくり推進に関する基本方針

<https://www.osaka.cci.or.jp/pj/f/J06020000037.html>

御堂筋将来ビジョン

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000464479.html>

御堂筋デザインガイドライン

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000670813.html>

② 樹木イルミネーション

- ・圧倒的な光のボリューム感のある演出とすること。
- ・4kmのスケール感、連続性を活かした御堂筋ならではの演出とすること。
- ・特に中央エリア(淀屋橋から新橋まで)について、新たに購入するLEDストリングスを活用したインパクトある魅力的なデザインとすること。

③ 魅力的な光のスポット

- ・大阪や御堂筋と一目で分かり、SNS映えするなど、発信力のある魅力的な光のスポットを提案すること。
- ・来場者が参加できる企画や、光を体感できるような内容を提案すること。
- ・御堂筋沿道の多様な主体と連携した魅力創出の企画を提案すること。

④ 周辺景観とのバランス

- ・夜間だけでなく昼間景観を含め、御堂筋が本来持つ風格ある街並みと調和し、魅力向上につながる企画とすること。

⑤ 実現可能性

・提案されたデザイン及び演出について、実現可能性の高さを示すこと。

(2) 工程・品質・安全性の確保

(1)のデザイン・演出・プログラム等を実現するための次の項目について提案すること。

① 工程管理

・関係法令等を理解し、申請等を含めた工程を示すこと。

② 品質管理

・期間中のメンテナンスや管理等の体制を具体的に示すこと。

③ 安全管理

・来場者や通行車の安全と共に、工事中及び点灯期間中の照明機器や配線等の設置物の安全管理について示すこと。

【主な業務】

① 基本設計

提案内容の実施に向け、既存資料の整理、現況調査等を行い、「御堂筋イルミネーション設置撤去計画概要書」を作成し、実行委員会の承認を得る。

新たにLEDストリングス(2,900万円相当分)を購入し、その使用を設計に盛り込む。LEDストリングスは、特記仕様書に記載する品質を確保するものとする。

実行委員会が倉庫(泉南市)に保管する資機材の活用が可能である。保管資機材は、特記仕様書に記載の通りである。

② 実証実験

基本設計に基づき、「実証実験計画書」を作成し、実行委員会の立会いのもと、実証実験を行う。なお、実証実験で必要となる関係機関への申請書等を作成し、実行委員会の承認を得たうえで、関係機関に提出すること。

立会い時の実行委員会や関係者からの意見等については、速やかに実施内容に反映し、必要があれば、再度、実証実験を行うこと。

③ 詳細設計

基本設計及び実証実験を踏まえて、パース、フォトモンタージュ、工事に係る詳細図面、数量計算書、仕様書、施工計画書(仮設計画含む)、維持管理計画書等を作成し、実行委員会の承認を得る。

④ 設置工事

詳細設計に基づき、実行委員会が決定した期日までに設置工事を完了させる。

工事に際して必要となる各種許認可及び関係機関との協議・申請の資料を作成し、実行委員会の承認を得たうえで、関係機関に提出すること。また、この協議、調整の手順や工程等を提案し、進捗管理すること。

点灯前に実行委員会から現地の仕上がりの承認を受けること。

⑤ 点灯期間中の管理(保安警備を除く)

実行委員会が指定する点灯日時にカウントダウン点灯を行う。

点灯期間中に実行委員会が別途契約する保安警備からの不点灯、垂れ下がりなど

の報告を受けた際、速やかに補修を行う。

別途発注する保安警備業務は、下記の通りである。

- ・警備本部の設置
- ・巡回警備の実施
- ・実行委員会の設置物に対する警備
- ・警告用看板の設置
- ・露店対策
- ・違法駐車対策（カラーコーンの設置撤去を含む）

⑥ 撤去工事

点灯期間終了後、実行委員会が指定した期日までに撤去を完了させる。

撤去した資機材の劣化状況（次年度以降の使用可否）を判定し、分別・整理する。

劣化が激しいものは廃棄し、それ以外の資機材は一覧表を作成して実行委員会の承認を得ると共に、実行委員会が指定する保管場所（泉南市）へ運搬し、格納する。

※④～⑥は、「設置撤去工事」として、③が完了した時点で契約を締結する。その請負代金額については、提案価格の範囲内で、受注者が工事に必要となる数量・図面等を作成し、積算を行った後、実行委員会との協議により決定する。

5. 応募資格及び実績

(1) 応募者は次に示す条件にいずれも該当すること。

- ① 民法及び会社法（「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」含む。以下同じ。）に基づく単独の法人または民法及び会社法に基づく複数法人で形成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。また、単独の法人または複数法人で形成されるグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けたものは、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始申立て」という。）をしていない者または更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者または更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑤ 大阪府及び大阪市の入札参加停止要綱等に基づき、現に入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- ⑥ 大阪府の公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則及び大阪市の暴力団排除措置要綱に基づき、現に入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - ⑦ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税にかかる徴収金を完納していること。
 - ⑧ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税にかかる徴収金を完納していること。
 - ⑨ 消費税及び地方消費税を完納していること。
 - ⑩ 応募者のうち、「電気工事」に従事する法人は、建設業法に基づく特定建設業の許可を有し、建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2の規定による経営事項審査を受けていること。また、応募時点において、大阪府建設工事競争入札参加登録業種のうち「電気工事」に登録されており、令和8年度等級区分に基づく等級「B等級以上」であること。
 - ⑪ ⑩の法人は、「電気工事」について、監理技術者資格者証を有する監理技術者または主任技術者（応募時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上であるものに限る。）を専任で配置できること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
 - ⑫ 業務の管理及び統括を行う「業務責任者」及び、イルミネーションやライトアップ、照明などのデザイン業務の経験と実績を有する「イルミネーションデザイン責任者」を配置すること。なお、在籍出向者及び派遣社員は、直接的な雇用関係にあるとみなさない。
- (2) 応募者は次に示す業務実績を有すること。
- ① 応募者のうち、「電気工事」に従事する法人は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく、道路規制を伴う電気工事の施工実績を有する者であること（提出書類 様式5-1参照）。
 - ② 単独の法人またはグループのうちいずれか1社は、過去10年間における屋外施設のイルミネーション施工実績を2件以上有すること。
 - ③ イルミネーションデザイン責任者については、過去5年間において、イルミネーションやライトアップ、照明などのデザイン業務の経験と実績を持つ者とする（提出書類 様式6-2参照）。

6. 業務実施上の条件

- (1) 「4. 企画提案概要」に示す業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。
- (2) 実行委員会等との協議により、提案のあったテーマ等が変わらない範囲でデザイン、施工方法等の変更を行うことがある。

7. スケジュール（募集開始から契約締結に至るまでの流れ）

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ① 募集開始 | 令和8年4月27日（月曜日） |
| ② 説明会参加申込受付期間 | 4月28日（火曜日）から
4月30日（木曜日）午後5時まで |
| ③ 説明会の開催日 | 5月1日（金曜日）午前10時から |
| ④ 質問書の受付期間 | 4月28日（火曜日）から
5月14日（木曜日）午後5時まで |

⑤ 質問書への回答	5月19日（火曜日）まで
⑥ 企画提案書の提出締切日	6月3日（水曜日）午後5時まで
⑦ 書類審査	6月4日（木曜日）
⑧ 選定委員会	6月12日（金曜日）（予定）
⑨ 最優秀提案者の決定	6月19日（金曜日）（予定）
⑩ 契約の締結	6月下旬ごろ

8. 説明会

本業務の企画提案の募集にかかる説明会を次のとおり開催する。説明会では、公開している募集要項等に記載している内容のみの説明を行うこととし、その場での質問は受け付けない。説明会では資料配布を行わないため、下記の資料を持参すること。なお、説明会の参加有無に関わらず、企画提案は可能である。

【説明会】

- ① 日 時 令和8年5月1日（金曜日）午前10時00分～1時間程度
- ② 場 所 大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室⑤
- ③ 申込方法 「説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記入し、電子メールにて事務局まで送信し、送信後に電話にて着信の確認を行うこと。
- ④ 申込期限 令和8年4月30日（木曜日）午後5時まで
- ⑤ その他 大阪府のホームページ(以下「ホームページ」という。)から下記の持参資料をダウンロードして持参すること。
会場の都合により、出席される方は1社につき2名までとする。
障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。

【持参資料】

- ・「御堂筋イルミネーション2026業務」企画提案募集要項
- ・「御堂筋イルミネーション2026業務」特記仕様書
- ・「御堂筋イルミネーション2026業務」提出書類様式集

9. 質問の取り扱いについて

(1) 質問方法

この提案募集に関して質問のある場合は、「質問書（様式12）」に質問内容等を具体的に記入し、事務局あてに電子メールにて送信すること。送信後に着信の確認を電話にて事務局へ行うこと。実行委員会以外の関係機関に対する質問は行わないこと。

受付期間 令和8年4月28日（火曜日）～令和8年5月14日（木曜日）
午後5時まで

(2) 回答方法

質問とそれに対する回答を、ホームページにおいて随時公開し、最終回答は、令和8年5月19日（火曜日）までに行う。なお、公開にあたっては、質問者を特定できないようにして行う。

10. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

事務局への持ち込みのみとし、郵送による提出は認めない。

提出の際に必要な書類の有無を確認するため、事前に電話で連絡した後に持ち込むこと。なお、提出時には一切の質問に応じない。

(2) 提出期限

令和8年6月3日(水曜日)午後5時まで

(3) 提出書類及び提出部数

① 提案資料

以下の(ア)・(イ)の資料を紙ファイル(A4サイズ)に綴じて、「正本」1部と「副本」12部を提出すること。

「正本」については、表紙及び背表紙に「提案事業タイトル」と「提案団体名」を記入し、「副本」については、個人名及び企業名、社章など応募者が特定できる内容を記入しないこと。(表紙及び背表紙含む)

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 企画提案書類(様式5～8)

- ・道路規制を伴う電気工事実績書(様式5-1)
- ・イルミネーション実績書(様式5-2)
- ・業務責任者経歴書(様式6-1)
- ・イルミネーションデザイン責任者経歴書(様式6-2)
- ・配置技術者名簿(様式6-3)
- ・企画提案書(A3判ヨコ:様式自由)

※本募集要綱の内容を踏まえて提案すること。

※御堂筋イルミネーションのデザイン提案イメージを添付すること。

・企画提案のポイント(様式7-1)

※「12. 審査基準(3) 審査項目と配点」に記載している各審査項目の審査のポイントに対して、アピールするポイントを、審査項目ごとに記載すること。

・デザイン画(様式7-2)

※点灯方法(使用電球、数量、設置位置)、消費電力、演出方法等の断面図、正面図、文章などで詳しく提案の特徴を説明すること。

※照明機器の設置方法を記載すること。

※昼間景観をイメージできる資料を作成すること。

※想定される点灯期間中の電気代を記載すること。

「企画提案書」、「様式7-1」及び「様式7-2」には提案者が特定される語句やマーク(企業名等)は記載しないこと。また、紙媒体での提出に加え、PDF化しCDまたはDVDに格納のうえ、1部提出すること。

・受託希望価格提案書(様式8-1) ※設置撤去工事費除く

・受託希望価格内訳書(様式8-2) ※設置撤去工事費除く

※業務委託料の金額は様式8-1の受託希望価格と一致させること。

※別途、積算根拠となる内訳書(様式自由)を添付すること。

・設置撤去工事価格提案書(様式8-3)

・設置撤去工事価格内訳書(様式8-4)

※工事価格は様式8-3の設置撤去工事価格と一致させること。

※別途、積算根拠となる内訳書(様式自由)を添付すること。

② 応募資格を証明する資料

以下の（ア）～（ケ）の資料を1部（グループの場合は構成企業ごとに1部）提出すること。

（ア）法人概要（様式3）

※会社案内パンフレットがある場合は添付すること

（イ）定款の写し（原本証明してください）

（ウ）法人登記事項証明書または登記簿謄本（発行日から3ヵ月以内のもの）

（エ）納税証明書（発行日から3ヵ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書(原本または写し)

（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）

府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税事務所が発行する納税証明書

（「都道府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）

②税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(原本または写し)

（オ）財務諸表（最近1年間の貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）

（カ）代表者の印鑑証明(3ヵ月以内)

（キ）委任状（必要に応じて）

（ク）令和8年度大阪府建設工事競争入札参加資格審査結果

（ケ）大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書（様式9）

③ グループの場合に提出する資料

グループの場合は、以下（ア）～（ウ）の資料をA4サイズで1部ずつ提出すること。

（ア）グループ構成表（様式4）

（イ）グループ協定書

（ウ）役割分担表（グループ構成員の名称、役割、担当者等を明らかにしたもの）

④ 設置撤去工事の受注資格を証明する資料

以下の（ア）または（イ）、及び（ウ）の資料を単独の法人またはグループのうち、いずれか1社が1部提出すること。

（ア）監理技術者資格

- ・ 監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の写し
- ・ 監理技術者講習修了証の写し

（イ）主任技術者資格

- ・ 技術検定合格証明書（実務経験によるものは経歴書）の写し
- ・ 資格者証を有する者は、講習修了証の写し

（ウ）監理技術者または主任技術者の雇用関係を証明するものの写し

（4）企画提案書類等の取扱い

① 著作権及び意匠権

企画提案書類、その他応募者から提出された書類(以下「企画提案書類等」という。)の著作権及び意匠権は、応募者に帰属する。ただし、実行委員会が当該募集に関する報告等のために必要な場合は、企画提案書類等の内容が無償で使用できるものとする。

② 提出書類の取扱い

企画提案書類等は、当該募集に関する報告等のため必要な場合及び条例等の規定による情報公開手続による場合を除き、応募者の許可を得なければ公表しない。

③ 提出書類の返却

企画提案書類等は返却しない。

(5) 重複提案の禁止

単独の法人またはグループは、本業務について一つの提案しか行うことはできない。

また、他のグループに属して、重複提案することはできない。イルミネーションデザイン責任者の重複も認めない。

(6) その他

実現可能性を十分に考慮した事業内容を提案すること。なお、本事業において企画した提案を受託者の責めにより実行出来ない場合、来年度以降は、本事業に加え、大阪府市が構成員である他の実行委員会の事業の企画提案審査において、減点対象となる可能性があります。

11. 最優秀提案者の決定

(1) 最優秀提案者の決定方法

最優秀提案者は、選定委員会での審査により決定する。

(2) 審査方法

①書類審査

提出された書類について、「5. 応募資格及び実績」に記載する要件を満たしているか書類審査を行う。書類審査の結果、応募資格がないと判断した場合、その応募者に対して応募資格がない旨をその理由と合わせて書面にて通知する。

通知内容に関して不服がある場合には、理由の説明を求めることができる。

理由請求を行う際は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（土、日、祝日を除く。）以内に事務局へ電話連絡のうえ理由請求書を持参すること。

②プレゼンテーション審査

- ・提案内容の審査は、選定委員会においてプレゼンテーション審査により行うものとし、選定委員会は非公開とする。
- ・書類審査を通過した応募者を、選定委員会におけるプレゼンテーション審査の対象者として選定し、その結果については応募者全員に通知する。
- ・選定委員会は、令和8年6月12日（金曜日）の午後に行う予定としており、日時や場所等の詳細は、プレゼンテーション審査の対象者に通知する。
- ・選定された応募者が1者または1グループである場合であっても、選定委員会は開催する。
- ・プレゼンテーション審査の対象者は、選定委員会において提案内容について説明を行い、選定委員会委員による質疑応答を受けるものとする。
- ・プレゼンテーション審査では、書類審査を通過した企画提案書類等のみを使用して説明することとし、追加資料は受理しない。その他留意事項については、別途、書面により通知する。
- ・選定委員会における審査は、「12. 審査基準」に基づき行い、評価点の合計点数が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

(3) 審査結果の通知

選定された最優秀提案者に対しては「選定通知書」によりその旨を、また選定されなかった者に対しては「非選定通知書」により通知する。ただし、次点者にはその旨を付して通知する。

(4) 結果公表

①公表方法

ホームページ等において、選定結果に関する情報を公表し、広く周知する。

②公表時期及び公表内容

選定の手続や選定の過程等の透明性を高めるため、次の内容を最優秀提案者の選定後、速やかに公表するものとする。

(イ) 最優秀提案者と評価点及び提案金額

(ロ) 全提案者の名称（※申込順）

(ハ) 全提案者の評価点（※得点順 内容は（イ）に同じ）

(ニ) 最優秀提案者の選定理由

- ・ 選定結果に関する情報は、ホームページ等によって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、(ロ) と (ハ) との対応関係を明らかにしないこととし、(ロ) は申込順に、(ハ) は評価点（品質点と価格点の合計）の得点順にそれぞれ記載する。
- ・ 応募が1者若しくは2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については、(イ) を公表し、(ハ) は公表しないこととする。

(5) 提案内容の変更

契約締結後の関係者及び関係機関との協議、調整、指導などにより、最優秀提案者の提案したイルミネーションのデザイン等について変更する必要があると実行委員会が認めた場合は、最優秀提案者は可能な限り提案内容を変更すること。

12. 審査基準

(1) 提案上限額の範囲で、本業務にかかる受託希望価格（業務委託価格）と設置撤去工事費を算出し、それぞれ受託希望価格と設置撤去工事価格を提案すること。

(2) 審査項目の基準点は全審査項目の6割とし、評価点の合計が150点満点中90点（6割）未満の場合は、最優秀提案者として選定しない。

(3) 審査項目と配点

表1. 審査項目と配点の通りとする。

表 1. 審査項目と配点

審査項目		審査のポイント	配点	
デザイン・演出・プログラム	インパクト・独自性	演出全般について、御堂筋イルミネーションのテーマ等に沿った提案がなされているか。	30	110
		提案内容は、下記の樹木イルミネーション、魅力的な光のスポット、周辺景観とのバランスについて、一貫したメッセージ性及びストーリー性を有し、芸術性が高く、インパクト・独自性のあるものとなっているか。		
		来場者に新たな発見とワクワクをもたらすコンセプトの企画が提案されているか。		
	樹木イルミネーション	圧倒的な光のボリューム感のある演出となっているか。	30	
		4kmのスケール感、連続性を活かした御堂筋ならではの演出となっているか。		
		特に中央エリア(淀屋橋から新橋まで)について、新たに購入するLEDストリングスを活用したインパクトある魅力的なデザインになっているか。		
	魅力的な光のスポット	大阪や御堂筋と一目で分かり、SNS映えするなど、発信力のある魅力的な光のスポットとなっているか。	30	
来場者が参加できる企画や、光を体感できるような内容が提案されているか。				
御堂筋沿道の多様な主体と連携した魅力創出の企画が提案されているか。				
周辺景観とのバランス	夜間だけでなく昼間景観を含め、御堂筋が本来持つ風格ある街並みと調和し、魅力向上につながる企画となっているか。	10		
実現可能性	提案されたデザイン及び演出について、実現可能性は高いか。	10		
工程・品質・安全性の確保	工程管理	関係法令等を理解し、申請等を含めた工程が示されているか。	10	30
	品質管理	期間中のメンテナンスや管理等の体制が具体的に示されているか。	10	
	安全管理	来場者や通行車の安全とともに、期間中の照明機器や配線等の設置物の安全管理について示されているか。	10	
価格	※審査対象外	10		
合計		150		

13. 不適格

次のいずれか一つに該当する応募者は、不適格（選定対象からの除外）とする。なお、大阪府及び大阪市の入札参加資格停止要項等に基づき、入札参加停止等の措置及びその情報の公表を講じることがある。

- (1) 応募者が選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について、相談を行った場合

- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (4) 応募提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (5) 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に「5. 応募資格及び実績」の応募資格の条件に該当しなくなった場合
- (6) 公募型プロポーザルデザインビルド方式による事業者の選定にあたり、事業者に不正行為等があったと認められる場合
- (7) あらかじめ連絡したプレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (8) 書類審査の結果、「5. 応募資格及び実績」に記載する要件を満たしていないと判断した場合
- (9) 提案された受託希望価格(業務委託価格)及び設置撤去工事価格の合計額が、「12. 審査基準(1)」の提案上限額を上回っている場合
- (10) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

14. 応募者がいない場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は、本件の公募を中止する。

15. 契約交渉者

実行委員会は、特別な理由がないかぎり最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する。ただし、辞退その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、「12. 審査基準」の要件を満たす応募者のうち、あらかじめ選定した次点者がいる場合には、その者を契約交渉の相手方とする。

16. 契約の締結

- (1) 契約の締結にあたり、次の誓約書等を提出すること。
 - ・ 社会保険等に関する誓約書(様式10)
設置撤去工事契約締結前に提出すること
 - ・ 請負代金内訳書(様式11)
設置撤去工事契約締結時に提出すること
 - ・ グループ使用印鑑届
 - ・ 見積書
- (2) 契約に関する事項は、「業務委託契約書(案)」による。
なお、次の場合、契約交渉の相手方としての資格を取消し、契約を締結しないときがある。
 - ① 正当な理由なく実行委員会の指定する期日までに契約締結に応じなかった場合
 - ② その他、本要項に違反した場合
- (3) 契約交渉の相手方の責めに帰すべき事由により、契約締結に至らなかったときは、契約交渉の相手方は違約金として提案した受託希望価格(消費税抜き額)の100分の110に相当する金額の100分の2に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

17. その他

- (1) 本業務の再委託は認めない。(ただし、実行委員会が承認した場合は除く。)
- (2) 応募提案及びプレゼンテーションに係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 追加資料の配布や募集に関する連絡事項がある場合は、ホームページにおいて通知する。

《事務局》

大阪・光の饗宴実行委員会事務局 御堂筋イルミネーション担当
(大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 都市魅力づくり推進課 内)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎 (さきしまコスモタワー) 37階

電話番号 06-6210-9304 (直通)

FAX 06-6210-9316

電子メール toshimiryoku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

大阪・光の饗宴公式ホームページ <http://www.hikari-kyoen.com/>

大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/illumi/index.html>